

株主各位

第18期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結注記表
個別注記表

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

ピクスタ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 スナップマート株式会社
PIXTA VIETNAM CO., LTD.

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 PIXTA ASIA PTE. LTD.
PIXTA (THAILAND) CO., LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 PIXTA ASIA PTE. LTD.
PIXTA (THAILAND) CO., LTD.
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

④ 持分法適用手続に関する特記事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更
該当事項はありません。
- ② 持分法の適用の範囲の変更
該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）、コンテンツ資産については利用可能期間（3年以内）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主としてデジタル素材の販売と出張撮影マッチングサービスの提供を行っております。

デジタル素材の単品販売については、当社は顧客に対して、デジタル素材を提供する義務を有しており、顧客がデジタル素材をダウンロードした時点で顧客が当該デジタル素材に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務の充足から概ね3か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

デジタル素材の定額制販売については、当社は顧客に対して、一定の期間にわたりいつでも所定の数量を上限にデジタル素材のダウンロード可能な環境を提供する義務を有しており、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、定額制プランの契約期間にわたって収益を認識しております。取引の対価は契約条件に従い、主に前受金として一括または分割受領したうえで、最終的には履行義務を充足した時点から概ね3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

出張撮影マッチングサービスの提供については、フォトグラファーにより出張撮影の写真データが提供されるように手配することが当社の履行義務であることから、代理人として取引を行っていると判断しております。フォトグラファーから顧客への写真データの提供が完了した時点で顧客が当該写真データに対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断し、顧客との契約に基づく対価から対応するフォトグラファーへの支払額を控除した純額で収益を認識しております。取引の対価は主に前受金として受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への販売におけるプリペイド及びギフトコードの利用について、従来は額面総額を収益として認識し、値引き額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格を有償分と無償分に配分し、プリペイド及びギフトコードの使用時に有償分に配分された取引価格を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,539千円、販管費は7,107千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,568千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は3,732千円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微です。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「ソフトウェア」は49,391千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 50,271千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減できると認められる範囲内で計上し、繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。具体的には、当社の将来の事業計画を基礎とし、税務上の繰越欠損金控除前の将来課税所得見積額に基づき、税務上の繰越欠損金控除見込年度及び控除見込額のスケジュールを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに基づいており、そこでの重要な仮定は、主に当社の売上高成長率になります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

重要な仮定である当社の売上高成長率は、広告市場や家族写真撮影市場の動向の影響を受けることから見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

また、新型コロナウイルス感染症は今後も一定期間にわたり日本経済に影響を及ぼすことが想定されるものの、さまざまな情報を総合的に勘案した結果、当社グループへの影響は軽微であることが見込まれるため、当連結会計年度末の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断し、繰延税金資産の計上等の

会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は不確定要素が多いことから、今後の状況次第では翌連結会計年度の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 17,943千円

6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,278,140株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 86,510株

2022年2月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施し、当連結会計年度において自己株式が111,926千円（85,300株）増加しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 57,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を自己資金及び銀行借入で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。借入金は、主に運転資金に関わる必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金についても、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化の早期発見に努め、リスク軽減を図っております。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクについて通貨別に区分し、継続的に把握しております。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額33,300千円）については記載しておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	38,094	34,485	△3,608
長期借入金 (※)	120,230	119,684	△545

(※) 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価には、1年内返済予定長期借入金の金額が含まれております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	34,485	－	34,485
長期借入金	－	119,684	－	119,684

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 403円89銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 55円07銭 |

10. 後発事象に関する注記

(重要な子会社の株式等の譲渡)

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、連結子会社であるスナップマート株式会社（以下、「スナップマート社」という。）の株式譲渡（以下、「本株式譲渡」という。）及び債権譲渡に係る譲渡契約の締結を決議し、同日付で譲渡契約の締結と譲渡を完了いたしました。

1. 株式及び債権譲渡の理由

当社は、2016年8月に子会社としてスナップマート社を設立し、Snapmart事業を運営してまいりましたが、今後の事業の方向性を勘案した結果、Snapmart事業から撤退し、本株式の譲渡を行うことが最善の結論と至りました。当社が保有する全株式を譲渡することにつき、譲渡契約書を締結することを決定いたしました。また、本株式譲渡を進めるにあたり、当社がスナップマート社に対して有する貸付債権についても本株式譲渡の相手方へ併せて譲渡することといたしました。

2. 譲渡する相手先の名称

株式会社ガイアックス

3. 株式及び債権譲渡の時期

譲渡契約締結日 2023年2月14日

譲渡実行日 2023年2月14日

4. 譲渡する子会社の名称、事業内容及び当社との取引内容

名称 スナップマート株式会社

事業内容 SNS向けデジタル素材のマーケットプレイス・SNSビジュアルマーケティング「Snapmart」の運営

当社との取引内容 当該子会社との間に、業務委託契約、資金貸付等の取引関係があります。

5. 譲渡する株式の数、譲渡価額及び譲渡後の持分比率並びに譲渡する債権の概要

(1) 異動前の所有株式数	1,000株（議決権所有割合：100.0%）
(2) 譲渡株式数	1,000株
(3) 株式の譲渡価額	10,000千円
(4) 譲渡後の持分比率	0%
(5) 債権譲渡の目的たる財産	当社のスナップマート社に対する貸付債権
(6) 債権譲渡の目的たる財産の価額	50,000千円
(7) 債権の譲渡価額	50,000千円

6. 当該事象の損益に与える影響

本株式譲渡及び債権譲渡により、2023年12月期の連結会計年度において、子会社株式及び債権の譲渡益の合計として62,191千円の特別利益が発生する見通しです。

(自己株式の取得)

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元及び資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため

2. 取得する株式の種類

当社普通株式

3. 取得する株式の総数

278,000株（上限）

4. 株式の取得価額の総額

2億円（上限）

5. 取得期間

2023年2月22日～2023年12月29日

6. 取得の方法

東京証券取引所における市場買付

11. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益認識の時期

(単位：千円)

	PIXTA	fotowa	Snapmart	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	1,119,895	201,093	82,510	64,133	1,467,633
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,283,939	-	35,839	-	1,319,778
顧客との契約から生じる収益	2,403,834	201,093	118,349	64,133	2,787,412
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,403,834	201,093	118,349	64,133	2,787,412

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、PIXTAオンデマンド事業等を含んでおります。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	545,726
契約負債(期末残高)	583,838

契約負債は主に、当社が顧客と契約したデジタル素材の定額制販売及び出張撮影マッチングサービスについて、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）、コンテンツ資産については、利用可能期間（3年以内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主としてデジタル素材の販売と出張撮影マッチングサービスの提供を行っております。

デジタル素材の単品販売については、当社は顧客に対して、デジタル素材を提供する義務を有しており、顧客がデジタル素材をダウンロードした時点で顧客が当該デジタル素材に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務の充足から概ね3か月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

デジタル素材の定額制販売については、当社は顧客に対して、一定の期間にわたりいつでも所定の数量を上限にデジタル素材のダウンロード可能な環境を提供する義務を有しており、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、定額制プランの契約期間にわたって収益を認識しております。取引の

対価は契約条件に従い、主に前受金として一括または分割受領したうえで、最終的には履行義務を充足した時点から概ね3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

出張撮影マッチングサービスの提供については、フォトグラファーにより出張撮影の写真データが提供されるように手配することが当社の履行義務であることから、代理人として取引を行っている判断しております。フォトグラファーから顧客への写真データの提供が完了した時点で顧客が当該写真データに対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断し、顧客との契約に基づく対価から対応するフォトグラファーへの支払額を控除した純額で収益を認識しております。取引の対価は主に前受金として受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への販売におけるプリペイド及びギフトコードの利用について、従来は額面総額を収益として認識し、値引き額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格を有償分と無償分に配分し、プリペイド及びギフトコードの使用時に有償分に配分された取引価格を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は5,539千円、販管費は7,107千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,568千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は3,732千円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微です。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定

会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「ソフトウェア」は49,504千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 50,271千円

- (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上し、繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。具体的には、当社の将来の事業計画を基礎とし、税務上の繰越欠損金控除前の将来課税所得見積額に基づき、税務上の繰越欠損金控除見込年度及び控除見込額のスケジュールを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに基づいており、そこでの重要な仮定は、主に当社の売上高成長率になります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

重要な仮定である当社の売上高成長率は、広告市場や家族写真撮影市場の動向の影響を受けることから見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

また、新型コロナウイルス感染症は今後も一定期間にわたり日本経済に影響を及ぼすことが想定されるものの、さまざまな情報を総合的に勘案した結果、当社への影響は軽微であることが見込まれるため、当事業年度末の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断し、繰延税金資産の計上等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は不確定要素が多いことから、今後の状況次第では翌事業年度の当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,799千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権及び債務	
短期金銭債権	2,586千円
短期金銭債務	6,317千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	114,255千円
営業取引以外の取引高	416千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	86,510株
------	---------

2022年2月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施し、当事業年度において自己株式が111,926千円（85,300株）増加しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,614千円
地代家賃損金不算入額	1,221千円
資産除去債務	364千円
減価償却超過額	8,637千円
一括償却資産償却超過額	916千円
貸倒引当金	14,820千円
投資有価証券評価損	21,574千円
繰越欠損金	36,406千円
その他	467千円
繰延税金資産小計	87,024千円
評価性引当金額	△36,753千円
繰延税金資産合計	50,271千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	スナップマート株式会社	所有 直接 100%	資金の貸付 業務受託 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	20,000	関係会社 長期貸付金 (注2)	50,000
				利息の受取 (注1)	416	その他 流動資産	327

(注1) スナップマート株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。

(注2) スナップマート株式会社に対する貸付金に対し48,380千円の貸倒引当金を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 401円37銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 54円63銭 |

11. 後発事象に関する注記

(重要な子会社の株式等の譲渡)

連結注記表「10. 後発事象に関する注記（重要な子会社の株式等の譲渡）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

なお、当該事象の損益に与える影響については、2023年12月期に子会社株式及び債権の譲渡益の合計として58,380千円の特別利益が発生する見通しです。

(自己株式の取得)

連結注記表「10. 後発事象に関する注記（自己株式の取得）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。